

JavaScript is currently disabled in your browser. You must have JavaScript enabled to take full advantage of Box.

[メインコンテンツにスキップ](#)



250725_幹事会#09_議事メモ_f.pdf

[アカウント](#)



1. 1
2. 2
3. 3
4. 4

2025/7/25

準備委員会メンバー共有用

なんば広場 幹事会議事メモ

日時: 2025年7月25日(金)13:00~15:00

場所: 準備委員会事務所(河原センタービル)

参加: 戎橋筋商店街 菊地氏、青木氏、山本氏

なんさん通り商店会 木村氏、丹野氏、木本氏、菊澤氏

高島屋 井原氏、藤原氏

なんばマルイ 田中氏

南海電鉄 駒田氏、大前氏

HBP 岸本氏、福井(記)

1. 今週の論点

(1)【ご提案】地域イルミネーションの実施について(幹事南海より)

(駒田氏より、資料の通り説明)

・昨年度、大阪府市の協力のもと地域イルミネーションをとして、広場(道路上)にオブジェを置く挑戦を行

い、情報発信に資する取組として、設置・運営ノウハウを獲得した。

・一方、ほこみち区域導入前で、民間催事NG等で行政協議に時間を要し、オブジェ以外の拡がりを持たせる

ことに課題が残った。

・今年度は、昨年度の課題の改善を図り、広場完成式典イベント時同様、地域イルミネーションとして、安ま

ち協主催として開催したい。

・実施期間:2025年11月23日(日)から12月25日(木)まで(予定)

・実施イメージ:プレゼントボックスを軸として、地域イベントの実施・滞留空間演出を実施

(上記内容を踏まえて質疑応答・ご意見)

●周辺のイルミネーションイベントとの連携可能性について

・光マッセ！等の周辺イルミネーションイベントと連携し、エリア全体でのイルミネーションとして実施する

ことは検討しないのか。(井原氏)

→本幹事会での実施決議後に、周辺との連携の可能性を検討するという理解でよい
か。(山本氏)

→その通りである。連携を想定している。(大前氏)

→連携を想定しているのであれば、光マッセ！の実施期間を踏まえ、11月初旬から
点灯を開始すべきではない

か。(井原氏)

→11月上旬にはすでに多くのイベント受け入れが予定されており、設置が難しい。

(大前氏)

●設置期間中のイベント受け入れについて

・イベントは、地域住民や周辺の学校等と連携した地域主催の小規模な賑わい創出
の実施を想定しており、実

施時には都度、警察との協議を行う。(質問:菊地氏/回答:大前氏)

・期間中は、地域主体のイベントを実施し、民間主催のイベントには貸し出さない予定
である。(質問:木村

氏、回答:大前氏)

→オブジェ設置の是非よりも、イベント受け入れ制限の是非を優先して議論すべき。

(木村氏)

・昨年同様、中央部にモニュメントを設置すると期間中のイベント貸し出しが困難にな
る。→昨年のレーザー

モニュメントのように、ステージ上のみを設置すれば、イベントでの貸し出しが可能に
なるのではないか。

(藤原氏)

・オブジェの設置位置を東側に寄せることで、西側にイベントスペースを確保できる。

設置方法を工夫し、条

件付きでの貸し出しも検討可能ではないか。(藤原氏)

→オブジェを含む設置物を区域①の東側半分に収め、西側半分をイベントスペースと
して貸し出す案を検討し

てはどうか。(岸本氏)

・設置位置の変更に問題がないかについては、制作会社に確認が必要。西側に十分
なスペースを確保できる場

合は、イベントへの貸し出しを行う。(駒田氏)

→原案の設置物が半分に収まるか否かではなく、協議会として区域①の半分を利活
用可能な空間として残した

いという意図に基づき、案の検討をすべきである。(菊地氏)

→上記の趣旨を踏まえ、制作会社に条件を再提示する。(駒田氏)

・半面の維持管理協力金は、平日 70 万円、休日 80 万円である。(質問:田中氏、回
答:岸本氏)

(結論)

●決定事項

・区域①の半分を貸出可能とすること前提条件として設置案を再検討する。

●検討事項

・光マッセ！等、周辺イルミネーションイベントとの連携について検討を進める。

(2)【進捗報告】広場パラソルの設置について(幹事南海より)

(駒田氏より資料を用いて説明)

・7/23に大阪市計画調整局が警察協議を実施し、以下の通り指摘があった。

①西尾レントオールが所有するパラソルは高さ2mであり、道路上に設置可能な建築限界(2.5m)を満た

していないため、パラソルを開いて使用する時間帯(9時～18時)は、通行人の安全確保のために三方囲

いを行う必要がある。

※他社製品についても、同基準を満たす製品は確認されていない。

②三方囲いを行うバリケードは、広場(道路上)に常設することが認められないため、パラソルの開閉前後

(9時・18時)に毎回撤去する必要がある。

③バリケードは、通常道路上に設置できない物品であるため、イベント扱いとなり、設置中は監視・即応体

制として警備員の常駐配置が必要である。

・以上の指摘を踏まえ、現在の日常警備員とは別に臨時警備員の配置が必要であり、警備員配置のための費用

約80万円の追加負担を求められている。

(1日2.5万円×31日=77.5万円≒約80万円の追加必要)

※イベント時の撤去等に係る経費(150万円:7/4幹事会で決議済)とは別の費用である

・8月末までの予算として、約126万円の余剰がある。(秋のイベントの着手金等)

1 / 7

38%

このページにファイルをドロップして、このフォルダにアップロードできます。